

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年8月19日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 台風や線状降水帯、ゲリラ豪雨の被害対応について
- 2 うんどう遊園、うんどう教室の実施状況について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年8月19日	No. 20
	午後5時20分	

項目別質問内容

1. 台風や線状降水帯、ゲリラ豪雨の被害対応について
温暖化による異常気象で日本列島は連日 35 度を超える猛暑に襲われ、その影響は農作物に大きな打撃を与えている。
気象変動によるゲリラ豪雨や線状降水帯の発生は各地に多くの水の被害を与え、報道されている映像に危機感を覚える。
多摩市の地形でゲリラ豪雨や線状降水帯に直撃された場合に備え、市民が事前に浸水の被害を予防する準備を行えるように周知が必要だと考え以下質問します。
(1) 多摩市の地形で大雨による浸水被害が発生したとき、場所を具体的に示す地番等の表示について伺います。
(2) ゲリラ豪雨や線状降水帯を想定した浸水被害予防対策について伺います。
2. うんどう遊園、うんどう教室の実施状況について
平成 13 年に豊ヶ丘南公園に設置した運動遊具を活用し、高齢者の基礎体力づくりの運動習慣化を目的に始めた「うんどう教室」は、23年継続している事業です。その間、乞田・貝取ふれあい広場公園でも「うんどう教室」が運営され広がりました。
自然の中で仲間と和気あいあいと「うんどう」を楽しむ。高齢者が自発的に自ら健康自立のために定期的に「うんどう教室」に参加し、公園を利用することで、家の中で過ごす時間が減り、自然環境や地域社会との接点が増えてその刺激により、生活にメリハリができ、生きがいにもつながり、介護予防につながる効果がある事業だとされています。この期に評価や課題を点検して、超高齢社会での高齢者の活性化対策に有効な施策の拡大につながればと以下質問します。
(1) 市内 2 か所の公園で実施している「うんどう教室」の評価について伺います。
(2) 地域指導員の現状と課題について伺います。
(3) 「うんどう教室」に参加されている高齢者の直接の声はどのようなものがあるか伺います。
資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)
① 2021 年～2024 年 3 年間の月別の豊ヶ丘南公園、乞田貝取ふれあい館でのうんどう教室の参加人数

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年8月22日

多摩市議会議員 松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 公共施設のミライを考える
- 2 子どもたちの居場所について
- 3 体育館(総合体育館および小中学校体育館)の空調設備について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年8月22日	No.21
	午前7時36分	

項目別質問内容

<p>1. 公共施設のミライを考える</p> <p>本年6月に開催された第2回市議会定例会の子ども教育常任委員会で「児童館の今後のあり方基本方針案」について説明がありました。このことに関連して今後、豊ヶ丘や東寺方をはじめとした複合施設について、改修などの動きが出てくると考えます。</p> <p>市長が策定を明言しているアセットマネジメント計画と合わせて、今後の公共施設に関する取り組みについても、多摩市の現状に則して考えていく必要があると考えます。6月議会以降に実施された市の説明会などの状況も含め、以下質問します。</p>
<p>(1) 7月20日(土)と7月27日(土)に「みんなで一緒に考えよう、公共施設のミライ」として行われた、市の説明会の状況について伺います。</p>
<p>(2) 2日間の説明会で寄せられた参加者からの意見はどのような内容であったのか、また、参加者から寄せられた市民からの意見をどのように受け止め、今後進めていくのか伺います。</p>
<p>(3) これまで、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」に対する市議会の反応や、市民からの反応もありましたが、社会情勢も変化してくる中で、当時の議会への陳情採択の結果など、市はこれまでの経過をどのように受け止め、今後進めていく考えか伺います。</p>
<p>(4) 改めて、「公共施設のミライの姿やあり方」について市長の考えを伺いたいと思います。具体的には「コミュニティ施設」の更新はどのような考えで進めていくのか。「児童館施設」の更新はどのような考えで進めていくのかについて伺います。</p>
<p>(5) 今後、市民との合意形成が大変重要になってくると考えますが、どのような段取りで合意形成を図っていくのか伺います。</p>
<p>2. 子どもたちの居場所について</p> <p>児童館の将来像は、今後の子どもたち世代の人口推移や、地域的な特徴のほか、子どもたちのニーズによって変わってくると考えます。子どもに係わる施設として、学童クラブや放課後子ども教室も深く関係してくると思いますが、これまでも放課後子ども教室や学童クラブなど放課後の子どもの居場所、活動の場所を多摩市は充実させてきたと思います。先般、市が示した「児童館の今</p>

項目別質問内容

後のあり方基本方針」について政策的な見通しについて以下質問します。

(1) 今回市がまとめた「児童館の今後のあり方基本方針(案)」の中で、児童館のこれまでをどのように評価し、今後どのように推進しようと考えているのか伺います。

(2) 子どもたちの放課後の居場所を考えると、児童館の存在は学童クラブや放課後子ども教室と一部重なる部分もあると考えますが、どのように関連させて補完していくのか伺います。

(3) 前段の公共施設と同様に、これから市民と合意形成を図っていくことになりませんが、特に児童館では、子どもたちの意見、その保護者の意見に耳を傾けることが重要だと思いますが、どのように進めていく想定をされているのか伺います。

3. 体育館(総合体育館および小中学校体育館)の空調設備について

昨年9月議会において私から総合体育館の空調設備について、いいじま議員から学校体育館の空調設備について質問させていただきました。体感的にも昨年よりもさらに暑いのではないかと感じる今年の夏の暑さの中で、体育館等の空調設備についてどう考えているか伺います。

(1) 小中学校体育館の空調設備の現況について伺います。

(2) 昨年もご検討いただいた総合体育館の空調設備の検討状況について伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年8月22日

多摩市議会議員 池田 桂

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 市民の健幸な生活に役立つ公園活用を
- 2 市民の豊かな人生のための生涯学習を

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年8月22日	No. 2 2
	午前7時53分	

項目別質問内容

1. 市民の健幸な生活に役立つ公園活用を
<p>都市公園法により、「都市公園は、本来、屋外における休息、レクリエーション活動を行う場所であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである（都市公園法運用指針一部抜粋）」と規定されており、都市公園は、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。</p> <p>多摩市には公園が多く、緑が多いのも特徴ですが、その管理に多くの費用やマンパワーを要するのも実情です。しかし、公園のもつ本来の機能を活かせば市民生活をより豊かにできる可能性があり、市民の健康の維持等に役立てられれば高いコストとは言えず、今後、公園をどう活用していくかが問われています。最近では、市内にトイレが綺麗になったり健康遊具も備わった公園が増え、市民の皆様の公園の日常的な利用を期待したいところです。今後、市民の健康維持や市民同士の交流のためにも、市内の公園の利活用の方法を、より広く市民に提案することも必要なのではないのでしょうか。</p> <p>コロナウィルスの感染流行から、市民のライフスタイルが変化し、健康・医療・衛生に対する意識が高まり、公園に対する価値観も変化しています。このような状況も踏まえ、今後の感染症の流行の可能性も鑑みると、感染のリスクが低い屋外での活動がより必要となり、感染症流行の状況下や日常においても安心して利用できる、新たな都市公園の利活用が「健幸」都市を目指す多摩市にとって、ますます必要になってくると思われます。</p>
(1) 市内の公園の利用状況等や、課題と今後の展開について伺います。
①高齢者の方の公園の利用率や利用状況について
②高齢者の方の、市内公園でのレクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動を支援するための、市が現在行っている取り組みについて
③高齢者の公園での諸活動における課題や展開について
④子どもの公園の利用率や利用状況について
⑤子どもが市内公園で安全に楽しく遊ぶための、子どもへの情報提供（熱中症対策、遊具の活用方法、遊び方の提案等）や、防犯対策（声かけや連れ去り等の防止）等、市が現在実施している取り組みについて
⑥子どもの公園での諸活動における課題や展開について
(2) 市内公園において、多世代が交流できるようなイベントの実施状況や、今後の展開について伺います。

項目別質問内容

2. 市民の豊かな人生のための生涯学習を
「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、即ち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられ、分野も多岐に及びます。
生涯学習の法的根拠は、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」（教育基本法第3条）と規定されています。現在、世界的にも気候変動に伴う災害や、紛争が増えている中で、様々な社会変動に対応し課題を解決するためには、市民の多面的な学習が必要となり、生涯学習が今後ますます必要となってきます。
多摩市には、身近な生涯学習の施設として、公民館やコミュニティセンター、パルテノン多摩、図書館などがあります。このような公共施設では、市民に学習の場や機会を提供しながら、学習活動の情報提供や相談、アドバイスを行う役割が期待され、地域における生涯学習の中核的な施設として、知識・教養の獲得に留まらず、どう社会に生かすのか、さらに学習や体験を通じて、コミュニティ再生のための市民の豊かな関係づくりをどう支援していくか、多摩市でも更なる取り組みが求められます。
（1）第4次多摩市生涯学習推進計画において、「誰もが学べる環境づくり」として「ライフスタイル、障害の有無、国籍、性別、経済状況などにも関わらず、誰もが参加できる学習の環境・機会づくりを関係施設や団体、関係部署と連携を図りながら推進します」とありますが、その取り組みについて伺います。
①オンライン・通信教育での学習サポートの現在の実施状況、課題、今後の展開について
②シチズンシップ学習の現在の実施状況、課題、今後の展開について
（2）多摩市で実施している市民企画型の講座・事業の現在の実施状況、課題、今後の展開について伺います。
（3）多摩市の図書館で実施している生涯学習の現在の実施状況、課題、今後の展開について伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年8月22日

多摩市議会議員 池田 けい子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 カスハラ防止対策について
- 2 ストップ香害！香りの害について理解・啓発を

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年8月22日	No.23
	午前9時41分	

項目別質問内容

<p>1. カスハラ防止対策について</p> <p>言葉や行動などで相手に不快な思いをさせたり、人間としての尊厳を傷つけたりする「ハラスメント」。広い意味で「いじめ」や「嫌がらせ」と同義の言葉ですが、「相手を傷つける意思」や「悪意」がなくても、受け取る側が不快な感情を抱けばハラスメントとして成立します。その種類は様々で、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントといった代表的なものから、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、ロジカルハラスメントなど、数多くのハラスメントがあります。その中でも近年、カスタマーハラスメント（カスハラ）が取りざたされています。厚生労働省の定義によると、カスハラとは「顧客や取引先などからのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」とあります。被害を受けた従業員が、心身の不調で離職や自殺に追い込まれるなど、小売・サービス業界を中心に大きな問題になっていることから、2022年2月、厚生労働省が作成したカスハラ対策企業マニュアルでは、カスハラの判断基準や対策の基本的な枠組みを示し、企業に活用を促し23年9月からは、労災認定の基準にカスハラを加えています。資料によると、昨年10月までの過去3年間にカスハラの相談があった企業のうち、92.7%に該当する事案があったとされています。このようなカスハラ被害は自治体など行政窓口でも増えていると言われており、店員と客・イベント主催者と参加者などのほか、公的サービスを提供する役所の窓口や学校などの担当者と、その利用者のやりとりなども挙げています。また、国会議員や地方議員が行政の職員に過度な要求を行うケース、有権者である住民が「1票の力」を振りかざして議員に嫌がらせをするケースもあるとしています。</p> <p>公明党は今年4月、「カスタマーハラスメント対策検討委員会」を設置し、企業や消費者団体とカスハラ対策強化の議論を重ね、6月4日には、林官房長官に対して政府一丸となった対策を求める提言を提出しました。提言では、7省庁から構成されるカスハラ防止に関する会議を改組し、内閣人事局や総務省などの公務員官庁も含む会議体を立ち上げるよう要望。また、労働者からの相談に対応する体制の整備を事業者に義務付ける法整備も念頭に、対策強化を求めています。</p> <p>役所等においては、職員として市民に寄り添った親切丁寧な対応に努めていただくことが前提ではありますが、法的な根拠のない要求、暴力的・侮辱的な方法による要求など、職員の精神的、時間的消耗が懸念される原因ともなり、結果として職員の生産性を著しく妨げる要因ともなるカスハラから、職員を守ることが求められます。</p> <p>東京都は今議会で、あらゆる職場でカスハラを禁じるため、全国初となる「カ</p>

項目別質問内容

<p>「顧客ハラスメント」の防止条例の制定を目指しています。多摩市においては、カスタマーハラスメントで職員が悩む前に、安心して働くことができる体制づくりが必要であり、率先してカスタマーハラスメント対策に取り組むべきと考え、以下質問いたします。</p>
<p>(1) ハラスメント防止のための庁内の取組について伺います。</p>
<p>(2) 公共施設（役所・学校等）におけるカスタマーハラスメントの被害はあるのか、現状について伺います。</p>
<p>(3) 相談体制（警察・弁護士・専門機関などとの連携）について伺います。</p>
<p>(4) 「多摩市クレーム不当要求対応マニュアル」の見直しや改正が必要と考えますが、その予定はあるのか伺います。</p>
<p>(5) カスタマーハラスメント対策として、職員の名札を刷新している自治体が増えています。多摩市も8月から表記の変更を行いました。その経緯について伺います。</p>
<p>(6) 都は、区市町村と連携して事業者などへの情報提供や、助言・相談業務を行うとしています。多摩市としては何か対策や取り組みを考えていますか。今後の計画があれば伺います。</p>
<p>2. ストップ香害！ 香りの害について理解・啓発を</p>
<p>香りによって体調不良を起こし、化学物質過敏症と診断された方からご相談を受け、6年前多摩市議会で初めて、この「香害」について一般質問で取り上げました。症状は、「頭痛」「めまい」「イライラ」「肩こり」「吐き気」「呼吸困難」皮膚の「湿疹」などさまざまであり、明らかな体調不良にもかかわらず、診察では「異常なし」「気のせい」などと言われ、当初は家族からも理解してもらえず、精神的にも大変苦しい思いをした状況を代弁させていただきました。調査する中で、症状が重篤になると仕事ができなくなるばかりか、日常生活も厳しくなり、治療機関や専門家も少ない現状、これは決して他人ごとではなく、誰もが「香害」の被害者になる危険性があり、化学物質過敏症を発症するリスクがあるということを私自身認識しました。</p>
<p>ちょうどその頃、石鹼や洗剤を扱うある企業が一般紙に「日本に新しい公害が生まれています その名は香害」…と、香りの害を啓発するための全面広告を出し、大きな反響を呼びました。今年5月、その企業が20～60代の男女636人を対象に行った調査によると、人工的な香料によって不快になった経験がある人は72%、体調不良にまでなった経験がある方は43%いました。また「不快に感じた」「体調不良を起こした」ことのある場面は、「電車やバスなどの公共機関を利用しているとき」が一番多く、「エレベーターを利用しているとき」「商業施設（スーパーやドラッグストアなど）」が続きました。直近5年間におよぶ調査結果を見ると、「香害」の認知度は2020年の56%から2024年は79%と20%</p>

項目別質問内容

以上も増加しています。しかしながら、今でも85%の方が日常的に何かしらの香料入り製品を使っているうえ、化粧品や洗剤を購入する際、「意識して無香料のものを選んでる」はわずか17%、「香料の有無を意識して選んでいる」のは33%に留まるという結果でした。「香害」という言葉は知られてきているものの、香料に対する意識や配慮、対策がまだまだ不十分であると言えます。

「消費者ホットライン」などには2022年度、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がしたなどの相談がおよそ200件寄せられました。この数は、前の年の2倍に増加しています。幼稚園や保育園・学校等で、他の児童生徒の洗濯された衣服の香りによって体調不良を起こすといった子どもの症例も報告されています。家庭内では気をつけることができても、学校生活の中で被害を訴える声が一定数あることから、共用の給食エプロンの持参を認めたり、柔軟剤の利用を控えるよう保護者に呼び掛けたりなど、全国には実際に対策を講じている学校もあります。

自分にとっては心地よい香りでも、人工的な香料は他人にとっては不快感や健康被害を誘発することから、更なる「香りの害」についての理解啓発が必要と考え以下質問いたします。

- (1) 消費者への香りのマナー啓発をさらに推進するため、昨年消費者庁が厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターを改定して、情報提供として各都道府県・市区町村に通達しました。多摩市としてはどのように受け止め、対応されたのか伺います。
- (2) 市民への啓発について、今後何か取り組む予定はありますか
- (3) 保育・教育現場においては現在、どのような対応をされていますか